「困ったときは　民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年6月14日(月)　No.428

名古屋北部民主商工会
〒462-0035　北区大野町3-19
TEL（052)915-8111
FAX（052)915-8111
E-mail　jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

会員どうしの結びつきを強め、助け合いの民商を大きく！！

山田支部総会ひらく－配達・集金のお礼の品を配布

山田支部は、6月6日（日）午前10時30分から、山田地区会館で支部総会を行い、6人が参加。当初は、支部の会員全員に呼びかける予定でしたが、緊急事態宣言が延長されたこともあり、役員のみで開催。長年、支部長をつとめられた加納さんが「長期政権でなく、新しい人にやってもらったら、支部が活性化するのではと思います。活動がマンネリ化していたのではないか、反省しています。民商の組織活動は大変だが、とても大事。今後も、役員として努力して協力していきたい」とあいさつ。1年間の活動、会計報告、支部役員体制を参加者全員で確認。支部長は、林さんに交代し、支部役員に、加納さん、新谷さん、立石さん、前田（建太）さん、横山さん、会計に前田（香代子）さんを選出。前田（建太）さんは「毎月役員会を開き、活動している支部として誇らしい。今後も、支部を盛り上げよう」と話しました。終了後、配達や集金活動に参加している方に、立石さん（栄光堂）の和菓子を配りました。役員は「日ごろ、配達集金で頑張っている方に『ありがとう』と喜んでもらえてよかった」と語っていました。

立石さんから加納さんに手渡し

愛知県感染防止対策協力金　申請書記入説明会

6月14日（月）13時～　　民商事務所3階

6月7日から「4月20日～5月31日」までの感染防止協力金申請が始まりました。今回は、県のホームページに「申請サポートサイト」が新設。電子申請も可能ですが、これまで通り郵送申請でOK。2019年または2020年の4～5月の売上合計（税抜き）が610万円以下の場合の給付金は１日4万円。売上高を示す書類が必要です。「よくある質問」によれば、「売上帳の帳簿は、どのような内容が記載されている必要がありますか」との問いに対して「参照月における、店舗ごとの、飲食業の売上高が確認できることが必要です。また日ごとの売上が記載されており、その合計としての月間売上高が確認できるものを想定しています」とあります。2019年または2020年の4月と5月分売上帳が必要です。（前回に続いて提出する場合、営業許可書写し、本人確認書類、振込口座が分かる書類の3つは省略できます）参照月を含む年の確定申告書、青色決算書もしくは収支内訳書、店舗の内観・外観、張り紙の写真も添付します。

「インボイス制度」学習会のお知らせ
＜主催＞　名古屋北部民商黒川支部・民商青年部

2023年（令和5年）10月からスタートする「消費税 インボイス制度」を前に、今年10月から「インボイス発行事業者の登録申請」が始まります。「このコロナ禍に実施するな」と民商はもちろん、日本商工会議所や日本税理士会なども、廃止や実施延期を求めています。「なぜ、インボイス制度が危険なのか」「なぜ、中小業者がつぶされると言われるのか」「どう対応したらいいのか」一緒に、勉強して考えましょう。*なるべく事前にYouTubeで、湖東税理士による「インボイス解説動画」を見て参加してください。

日時　6月22日（火）　19時30分～
場所　民商事務所3階 ☆参加申込915-8111まで

月次支援金学習会

一時支援金に続いて「月次支援金」が始まります。6月16日から申請受付予定。
下記の通り学習会を開催します。
（制度については裏面をご覧ください）

日時 6月21日(月)19時30分～
場所　民商事務所3階

参加希望の方は事務局まで連絡を